

消 防 特 第 3 号
令和 5 年 1 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

林野火災に対する警戒の強化について

林野火災対策の推進につきまして、平素から御尽力を賜り感謝申し上げます。
例年、空気が乾燥し強風の吹く春に、たき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人的要因を原因とした林野火災が全国各地で多発します。これから春を迎えるにあたり、出火防止及び火災拡大防止のため、林野火災に対する警戒を強化することが重要と考えます。

つきましては、貴職におかれましても、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記事項を参考のうえ、報道機関と連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災対策の推進について、特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知くださるよう併せてお願いいたします。

また、林野の焼損面積が 20 ヘクタール以上の火災については、「林野火災対策資料の提出について」（昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号）に基づき、林野火災対策資料の提出をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 林野火災予防の徹底について

- (1) ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。
- (2) 火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届け出などの市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。

なお、火入れに係る留意事項等については、森林火災対策協会が作成した「火入れ作業の手引き」（<http://www.center-green.or.jp/ffca/>）を参考にされたいこと。

- (3) 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理などの林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底につい

て指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

防災関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、林野火災発生危険の高い地域における警戒の強化を図ること。

3 関係機関等との連携強化について

日頃から、関係機関及び民間事業者との連携を強化し、円滑な消防活動が行われるよう万全を期すこと。

4 林野火災の早期拡大防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ること。

5 空中消火の積極的な活用について

消防防災ヘリコプター等を活用した消防活動は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術の一つであるが、その活動は昼間に限られ、気象条件にも左右されるものである。

こうしたことに鑑み、消防防災ヘリコプター等に対する応援出動については、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成29年5月10日付け消防特第104号・消防広第157号）を参考のうえ、時機を失せず、状況に応じ集中的かつ効果的な空中消火活動が可能な機数を要請すること。

6 林野火災に対する迅速かつ的確な対応について

林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、進入が困難（ルート限定、所要時間増）、放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の特有の消火困難性を有している。また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となることから、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和4年7月25日付け消防災第195号、消防広第223号、消防特第145号）を参考のうえ、適切に対応されたいこと。

7 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ② 空中消火を要請又は実施したもの

- ③ 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- ④ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

について、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努めること。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報などの提供にも留意すること。

また、休日、夜間に、林野火災が発生した場合であっても、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保するよう努めること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 関根係長、横川事務官

電話：03-5253-7528（直通）

E-mail: y.yokokawa@soumu.go.jp

消防特第 104 号
消防広第 157 号
平成 29 年 5 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長

消防庁広域応援室長

林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な
活用について（通知）

林野火災対策の推進については、平素からご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、春先は空気が乾燥し、例年、3月から5月にかけて林野火災が全国各地で発生しますが、特に本年は、ゴールデンウィークに入ってから乾燥した強風の日が続き、東北地方を中心に大規模な林野火災が続発しているところです。

林野火災に対する警戒強化及び応急対応については、「林野火災に対する警戒の強化について」（平成29年2月3日付け消防特第13号）でお願いしているところですが、今後も十分な警戒及び迅速な応急対応が求められることから、特に下記の事項にご留意のうえ、引き続き林野火災対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しましても、この旨早急に周知くださるよう併せてお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 林野火災に対する警戒強化について

入山者や林業関係者等に対して火気の使用に関する注意喚起を積極的に行うとともに、引き続き林野火災の警戒強化に努めるようお願いいたします。その際、次の事項にもご留意ください。

- (1) 林業関係者等が野焼き等で火気を用いる場合は、乾燥状況、風速、地形、

水利、火災対応能力等の状況を踏まえ、火災に至ることがないように細心の注意を払って作業を行うとともに、火災危険性が高い場合は作業を中止するよう指導されたいこと。

- (2) ハイカー等の入山者に対して、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等の広報を積極的に行うこと。
- (3) 気象条件などの火災危険性を総合的に勘案し、必要に応じ消防機関あるいは消防団なども一定の態勢をとることを検討されたいこと。

2 空中消火の積極的な活用について

林野火災の場合、地上での消火活動が困難な場合が多く、空中消火が非常に有効な消防戦術であることを踏まえ、以下の事項に留意し、迅速な対応を図るようお願いします。(別図参照)

特に、都道府県においては、消防防災ヘリの運用、自衛隊ヘリも含めた応援要請については、都道府県知事の果たす役割の重要性に鑑み、適時的確な判断、迅速な対応に努めていただくようお願いします。

(1) 消防防災ヘリコプターの要請

ア 消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該消防本部の属する都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。

イ 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から判断し、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該市町村の属する都道府県の知事又はヘリコプターを有する政令市の市長に対し、消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと。

ウ 市町村長は、延焼状況から被害の拡大が予測され、イにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による要請を速やかに行うこと。ただし、火災規模等から、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、イ及び当該要請による消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる場合には、直ちに都道府県知事に対し、エの消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

エ 市町村長は、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、イ及びウにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、都道府県知事に対し、消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

なお、要請にあたっては、災害規模等を踏まえ、十分な機数の要請を行うこと。

(2) 自衛隊ヘリコプターの要請

都道府県知事は、(1)により出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸する

ことなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請をする等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。

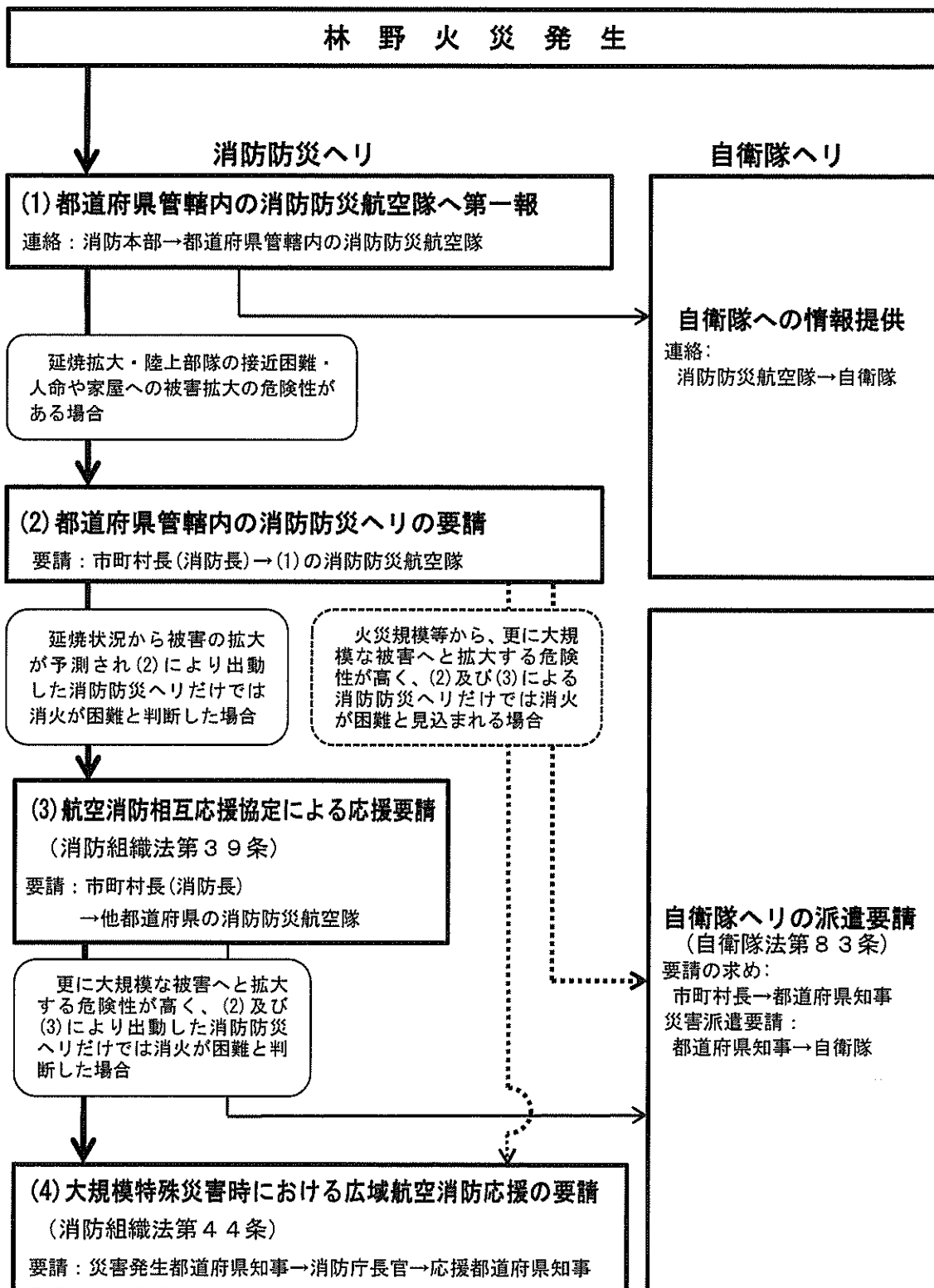
なお、市町村長は、都道府県知事による上記要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。

また、自衛隊が正式派遣要請受理後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

【連絡先】

- 1 林野火災に対する警戒強化について
消防庁特殊災害室 菊地課長補佐、阿部係長
電 話：03-5253-7528（直通）
F A X：03-5253-7538
- 2 空中消火の積極的な活用について
消防庁広域応援室 井本航空専門官、仙田係長
電 話：03-5253-7527（直通）
F A X：03-5253-7537

林野火災におけるヘリコプターによる空中消火体制について



消防災第 1 9 5 号
消防広第 2 2 3 号
消防特第 1 4 5 号
令和 4 年 7 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁防災課長
消防庁広域応援室長
消防庁特殊災害室長

「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国的に林野火災が頻発しており、効果的な林野火災対策の推進がより強く求められているところです。

特に、令和 3 年 2 月には、栃木県足利市における林野火災が発生しましたが、当該火災は、住宅地の近隣で起きた大規模な林野火災であり、住民の避難なども長期間にわたって行われ、早期に消火を行うために空中消火も活発に行われたものであります。

そこで、消防庁では、「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和 3 年 5 月から令和 4 年 6 月まで、足利市林野火災の地上消火活動及び空中消火活動等を検証し、より効果的な林野火災の消火活動のあり方を検討しました。

検討の結果、足利市や応援部隊による消火活動はおおむね円滑に行われたものの、活動の手順や内容について、十分に明文化されておらず、部隊間で認識を共有できていない事項があること等が明らかになりました。

林野火災の消火等については、空中消火等について通知をした、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成 15 年 10 月 29 日消防災第 206 号。以下「通知」という。）等に則り、各団体において行われてきたところですが、検討会では、足利市林野火災の検証の結果を踏まえて、通知を改正することが提言されました。

これをうけ、今般、通知を別添のとおり改正いたします。

貴職におかれては、管内市町村及び消防本部に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

【送付物一覧】

- ・ 林野火災の予防及び消火活動について（通知）※改正後
- ・ 通知別紙 1 各種手続きにおける詳細な情報
- ・ 通知別紙 2 足利市における令和3年2月の林野火災における奏功事例
- ・ 参考資料 1 通知改正の概要
- ・ 参考資料 2 項目新旧対照表
- ・ 参考資料 3 「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」新旧対照表

【問合せ先】

- 通知のとりまとめに関すること
消防庁国民保護・防災部防災課
神長災害対策官・早勢係長・和多田事務官
TEL：03-5253-7525 FAX:03-5253-7535
E-mail：bousaikikaku@soumu.go.jp
- ヘリコプターによる警戒活動や空中消火に関すること
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
奥田航空専門官・二瓶係長・栗山事務官
TEL：03-5253-7569 FAX:03-5253-7537
E-mail：fdma-koukuu@ml.soumu.go.jp
- 林野火災の予防活動や消火活動のあり方、
計画、報告に関すること
(ヘリコプターによる警戒活動や空中消火に関すること
を除く)
消防庁予防課特殊災害室
長谷課長補佐・関根係長・横川事務官
TEL：03-5253-7528 FAX:03-5253-7538
E-mail：tokusaishitsu@soumu.go.jp

消防災第206号
平成15年10月29日

改正 令和4年7月25日消防災第195号
消防広第223号
消防特第145号

各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁防災課長
消防庁広域応援室長
消防庁特殊災害室長

林野火災の予防及び消火活動について（通知）

貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害、市町村境、都府県境を越えた拡大などが懸念される、林野火災の予防対策や消火活動のあり方等については、下記のとおり取り扱われたいので、御了知の上、管内市町村及び消防本部に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1 林野火災の予防対策のあり方

（1）火災気象通報や火災警報等の発表

林野火災を未然に防ぐため、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づく火災気象通報が各气象台長から管轄都道府県知事を通じて市町村長に通報され、その通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、各市町村長が同条第3項に基づき火災警報を発令できることとなっている。

各消防本部は、管轄都道府県及び气象台と連携を密にし、時機を失すること無く火災警報等を発表するなど、積極的な林野火災の予防対策の取組が求められる。

（2）ヘリコプターによる警戒活動

林野火災発生危険が高まったとき、ヘリコプターに消火用資機材を装着して巡回監視することは、林野火災発生防止の観点から有効である。但し、出動中に救

助や救急など他の災害事例が生じた場合には的確に対応する必要があることから、消防・防災航空隊は、当該消火用資機材の取り外しを迅速に行えるよう配慮する。

2 林野火災の消火活動のあり方

(1) 林野火災の消火

林野火災は、ひとたび発生すると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもある。そのため、林野火災の消火活動には、早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められる。

しかし、林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、特有の消火困難性を有している。特に、①進入が困難（ルート限定、所要時間増）、②放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、③全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の要素があげられる。

また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となる。

(2) 地上・空中消火の連携

林野火災の消火は、消防車両等により水又は消火薬剤（以下「水等」という。）を地上から火災地点又は重要防ぎょ地点（住家等）、その周辺に放水して行う林野火災の防ぎょ（以下「地上消火」という。）及びヘリコプターにより水等を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎょ（以下「空中消火」という。）とに大別される。

地上消火、空中消火ともに、水等を火災地点に直接放水、散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を放水、散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに区分される。

地上消火は、重要防ぎょ地点等への延焼を阻止するために目標となる線（以下「延焼阻止線」という。）を設定し、延焼阻止線外の延焼を防止するための消火活動を行い、空中消火は、延焼阻止線内の地上消火が困難な地域に対する消火活動を行うなど、地上消火と空中消火の連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施することが重要である。

なお、災害時の地上消火と空中消火の連携を円滑に行うためには、日頃から消防本部と消防・防災航空隊との連携訓練を実施するとともに、地上部隊とヘリコプターの連携体制の充実に努める必要がある。

(3) 速やかな応援要請による部隊増強

ア. 地上消火

林野火災は突然の気象変化等によって活動が長期化する場合もあることから、早期に部隊の増隊等を図るためにも、発災後、時機を失することなく隣接消防本部、県内消防本部、消防庁等に対して躊躇無く応援を求める。

(ア) 都道府県、隣接市町村等への事前通報

市町村長は、林野火災を覚知した場合、所属する都道府県内（以下「同一都道府県内」という。）の必要な消防応援が速やかになされるよう、覚知後速やかに、都道府県知事や隣接する市町村の長に報告する。

(イ) 相互応援協定等による出動要請

林野火災が発生した市町村（以下「火災発生市町村」という。）の長は、日没までの活動可能時間に配慮して、できるだけ早期に、消防の相互応援協定などにに基づき、他の市町村長に対して消防の応援を要請する。

消防の応援を要請する場合の情報の提供については、各市町村の相互応援協定に定めるところによるほか、同協定がない場合は別紙1（1）に定めるところによる。

(ウ) 緊急消防援助隊の出動要請

火災規模等から、大規模な被害へと拡大する危険性が高く、(イ)による応援だけでは消火が困難と見込まれる場合には、火災発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき統括指揮支援隊などの緊急消防援助隊の出動を消防庁長官へ要請することを求める。

イ. 空中消火

林野火災では、地上消火が困難な場合もあり、早期に空中消火の実施体制を整えることが被害軽減に役立つことから、時機を失することなく、消防・防災ヘリコプターを保有する自治体、消防庁等に対して躊躇なくヘリコプターによる応援を求める。

(ア) 消防・防災航空隊への事前通報

市町村長は、林野火災を覚知した場合、同一都道府県内の消防・防災航空隊が速やかに出動できるよう、覚知後速やかに、都道府県知事（当該消防・防災航空隊が市町村に属する場合には当該市町村の長。以下この項において同じ。）に報告する。

(イ) 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの出動要請

火災発生市町村の長は、同一都道府県内の航空消防応援協定等に基づき、日没までの活動可能時間に配慮してできるだけ早期に、都道府県知事に消防・防災ヘリコプターの出動を要請する。要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。

(ウ) 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの出動要請

① 相互応援

延焼状況から被害の拡大が予測され、(イ)の消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合には、火災発生市町村の長又は都道府県知事は、相互応援協定等に基づき、消防・防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行う。

要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。

② 広域的な航空消防応援

上記(イ)及び(ウ)①により出動した消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難であり、大規模な被害が生じるおそれがある場合には、火災発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援(以下「広域航空消防応援」という。)又は緊急消防援助隊による広域的な航空の応援を消防庁長官へ要請することを求める。

要請を求める場合の情報の提供については、別紙1(2)に定めるところによる。

その際、必要に応じて、「航空指揮支援隊」、「航空後方支援小隊」などの出動を要請することを求める。

(エ) 必要な機数の判断

火災発生市町村の長又は当該市町村の属する都道府県の知事は、出動を要請する他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの機数について、給水場所、活動空域、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。なお、日頃から消防本部と消防・防災航空隊が合同で図上訓練などを実施し、火災規模や諸条件に応じた必要機数の判断の目安をたてておく。

(オ) 自衛隊ヘリコプターの要請

林野火災が発生した都道府県の知事は、林野火災に係る状況を自衛隊に早期に情報提供するとともに、国民の生命に被害が及ぶおそれがあり、かつ消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を失することなく、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項に基づき、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。なお、火災発生市町村の長は、上記要請が円滑に行えるよう、災害の状況を踏まえ、同一都道府県の知事に対して、日没までの活動可能時間に配慮しつつ、迅速的確に派遣の要請を求める。自衛隊の部隊等の派遣を要請する場合の情報の提供については別紙1(3)に定めるところによる。

(カ) 同時多発火災の考慮

春先の乾燥・強風時においては林野火災が多発する可能性があり、応援要請先のヘリコプターが他の林野火災に出動していることも想定される。消防・防災ヘリコプターの出動要請にあたっては、火災発生市町村は、広域的

な被害状況を把握する。同一都道府県内の消防・防災航空隊と連携を図り、ヘリコプター動態管理システムを活用し、ヘリコプターの位置情報や運航状況等を把握する。

(キ) 応援資源の配分

複数の林野火災が一の都道府県で発生している場合は当該都道府県の知事が、都道府県をまたがって発生している場合は消防庁長官が、被災地の市町村長や都道府県知事の意見を聞き、出動又は派遣の要請に係る複数のヘリコプターの活動調整を行う。

(4) 指揮体制の確立

ア. 災害対策本部等の設置

林野火災が発生した際には、情報の収集や対応方針の決定など、総合的な対応が行えるよう、迅速に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 に定める災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部において、火災や活動に関する情報の収集や、防ぎよ方針・戦術の立案、各部隊への伝達・運用を適切に実施するため、現地指揮本部（関係機関が上記の作戦等について調整を図るための場所）を設置することとし、火災発生市町村の消防長又は消防署長を現地統括指揮者とする。現地指揮本部の構成員は別紙 1（4）に定める機関の現場責任者のうち、必要と認める者とする。

イ. 現地指揮本部の運営

(ア) 現地統括指揮者は、消火活動の考え方や関係機関の役割を示し、応援派遣のスキームに留意の上、指揮系統を明確化する。

(イ) 現地統括指揮者は、地上消火と空中消火の役割分担を含む戦術を明確化する。

ウ. 災害対策本部等における調整会議の開催

活動開始、活動終了時に、現在の活動成果を共有し今後の活動計画等を協議するための関係機関による調整会議を開催する。

エ. 災害対策本部等における情報共有

(ア) ヘリコプターの活動エリア、陸上部隊の活動エリア、延焼箇所及び程度並びに水利の状況（消火栓を活用しているのか、無限水利を活用しているのか）などの林野火災防ぎよに必要な各種情報を一覧化し、共有する。その際に用いる地図としては、各機関の部隊が地名によらず場所を把握できるよう、グリッド図（地図にグリッド線を入れ、アルファベット、数字等により位置を特定可能としたもの）とする。

（参考 別紙 2 奏功事例 1）

(イ) 時系列に整理した関係機関の活動状況を一覧化し、共有する。

（参考 別紙 2 奏功事例 2）

(ウ) 関係機関の出動部隊との情報連絡手段の確保のため、消防無線、航空無線等が支障なく使用できる体制を整備するほか、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）等を活用し、現場状況を迅速的確に把握し、共有する。
(参考 別紙2 奏功事例3)

(5) 活動上の留意点

ア. 地上消火

(ア) 地上消火の安全対策

地形や気象条件等による予期しない火災の拡大に備え、常に延焼状況を注視しつつ退路や消火手段を確保しておく。状況によって火災の勢いが止まりやすい尾根や山道等に延焼阻止線を設定し安全なエリアを確保することも検討する。

(参考 別紙2 奏功事例4)

(イ) 活動内容

活動時期ごとに以下のように取り組むことが有効である。

① 初期

民家の焼損防止を最優先とする延焼阻止線を設定した後、タンク車や背負式水等の活用により民家付近の放水を実施し、延焼の拡大を食い止める。

② 中期

民家付近の延焼抑制が図られた後、タンク車や背負式水等の活用により山林部への放水を実施する。

③ 後期

山林部の延焼抑制が図られた後、背負式水等の活用により放水等を実施し、残火を完全に鎮圧・鎮火する。

なお、活動期間が長期におよぶ可能性がある場合は、後方支援体制を十分確保する。

(参考 別紙2 奏功事例5)

(ア) (イ) に定めるもののほか、地上消火の体制については別紙1 (5) に定めるところによる。

イ. 空中消火

(ア) ヘリコプターの安全対策

① ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図る必要がある場合、消防機関等は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」(平成8年1月26日付け空航第35号及び空保第5号)に基づき、空港事務所に対して航空情報(ノータム)の発出を要請するとともに、航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報を提供するなど、その運用に配慮する。

- ② 無人航空機等の飛行から消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの飛行の安全を確保する必要がある場合、消防機関等は航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼する。
 - ③ 機体数や活動空域の条件により、機体の統制が安全対策上有効と考えられる場合、自衛隊と各機関の空中消火活動を行うヘリコプターを調整するための統制機の運用及び相互間通信を確保するための共有の飛行援助用周波数等の使用について調整する。
 - ④ 夜間は、日没に伴い視力が低下するほか、煙の影響等により、操縦に必要となる気象状態、線状障害物、空中消火器材のけん吊状態での高度等に係る情報入手や他のヘリコプター及び地上の人員等の状況を把握することに制約を受けるため、空中消火は実施しない。
- (イ) 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携
- 各々のヘリコプターの大きさ・性能、搭載水量、給水方法・時間等を考慮して連携方策を検討する。
- 具体的な役割分担及び連携の方法としては、以下のような例がある。
- ① 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊中型ヘリコプター（多用途ヘリコプター）はピンポイントの消火が可能なことから、地形が狭隘で複雑な区域や、家屋に近接する区域を担当し、自衛隊大型ヘリコプター（輸送ヘリコプター）は、一度に大量の水を散布することが可能なことから、地上消火の部隊が入山困難で水利が不足する山中を担当する。
 - ② 飛行経路を頻繁に変更することがないように、取水点から火点の間を安全に飛行できる経路を設定することに加え、消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターが狭い空域で混在する等の場合には、安全確保の観点からエリア分けではなく時間分けによるローテーションとする。その際、切れ目ない消火活動を実施できるよう、各々の運行時間を設定する。
- (ア) (イ) に定めるもののほか、空中消火の体制については別紙 1（6）に定めるところによる。
- （参考 別紙 2 奏功事例 6）

3 その他

(1) 計画

- ア. 空中消火を含む林野火災対策については、地域防災計画のなかで定めるものとする。
- イ. 消防計画については、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）によるほか、空中消火を含めた林野火災対策について具体的に計画を定めるものとする。

(2) 報告

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）に基づき、報告するものとする。

<別紙1>各種手続きにおける詳細な情報

(1) 地上消火の応援要請にあたって火災発生市町村の長が応援側市町村の長に対し提供すべき情報(2(3)ア(イ))

- ① 応援側市町村名
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要
- ⑤ 必要な応援の具体的内容
- ⑥ 応援活動に必要な資機材等
- ⑦ 集結場所(経路・時間)
- ⑧ 火災発生市町村の消防本部の体制(職員数・車両・資機材)
- ⑨ 火災現場における火災発生市町村の消防本部の最高指揮者の職・氏名
- ⑩ 無線による連絡の方法
- ⑪ 後方支援体制(火災現場周辺の交通整理、水利の確保の状況等)
- ⑫ その他必要な事項

(2) 消防・防災ヘリコプターの要請にあたって火災発生市町村の長が航空消防応援側自治体(同一都道府県の知事及び応援を要請された都道府県又は市町村をいう。以下同じ。)の長に対し提供すべき情報(2(3)イ(ウ))

- ① 航空消防応援側自治体名
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要
- ⑤ 応援活動に必要な資機材等
- ⑥ 離発着可能な場所及び給油体制
- ⑦ 消防水利の確保状況
- ⑧ 火災現場における火災発生市町村の消防本部の最高指揮者の職・氏名
- ⑨ 無線による連絡の方法
- ⑩ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑪ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- ⑫ 他にヘリコプターの応援を要請している場合における、他に消防・防災ヘリコプターで応援に来る可能性のある自治体名
- ⑬ 気象状況
- ⑭ ヘリコプターの誘導方法
- ⑮ 火災発生市町村の消防本部の連絡先

⑯ その他必要な事項

(3) 自衛隊の部隊等の派遣要請にあたって同一都道府県の知事が、上記(2)の記載事項の他に、自衛隊に対して提供すべき情報(2(3)イ(オ))

- ① 派遣航空機の離着陸場の位置
- ② 現地対策本部等設置場所
- ③ 現地対策本部等への連絡要領

(4) 現地指揮本部の構成員を供出する機関(2(4)ア)

- ① 火災発生市町村の消防機関
- ② 火災発生市町村
- ③ 火災発生市町村の属する都道府県
- ④ 消防・防災機関の応援部隊
- ⑤ 自衛隊派遣部隊
- ⑥ 林野関係機関
- ⑦ 地元警察署
- ⑧ 必要に応じその他関係機関

(5) 地上消火の活動上の留意点(2(5)ア)

① 活動拠点施設(関係機関が現地指揮本部、活動隊員の休憩、避難誘導などの活動上の拠点とする施設)

事前に選定した候補地の中から林野火災の発生場所、要請した応援の規模に応じた適地に設置する。その際には、以下の事項に留意する。

ア 火災現場に近いこと。

イ できる限り人の進入がない場所とすること。人が進入する可能性のある場合は、警戒員を配置すること。

ウ 関係機関が集合できる広さを確保すること。

エ 電源・水道・トイレ等の活動にあたって必要なインフラが確保されている場所とすること。

オ 消防無線、携帯電話電波等の通信状況が良好な場所とすること。

カ 夏期の熱中症対策としてエアコン等が配備された施設であること。

キ 火災の範囲が広大である場合は、必要に応じて部隊進入ルートごとに方面拠点を設置し、指揮・情報連絡体制を強化すること。

② 給水場所等

生活用水を兼ねている水道消火栓を使用すると水圧が下がり水量不足に陥るおそれがあるため、ため池や調整池、学校のプールなど有限・無限水利を適切に活用する。

その際には、以下の事項に留意する。

ア 多くの部隊が活動する場合は、消防車等による混雑を防ぐため、できる限り複数の給水場所を選定すること。

イ 「① 活動拠点施設」を参考にすること。

③ 資機材等

ホースラインを延長して中継することで、防火水槽の機能を有する現場の最前線で放水可能なタンク車を有効活用する。

また、延焼範囲の拡大や破断等によって消火ホースの必要数が増大するおそれがあるため、災害待機用（一般火災等）の消火ホースに不足が生じ消防力が低下することがないように、員数管理を徹底するとともに必要数を十分確保しておく。

（6）空中消火の活動上の留意点（2（5）イ）

① 離着陸場

ヘリベース指揮者は、事前に選定した候補地の中から林野火災の発生場所、要請したヘリコプターの機数や機種に応じた適地に離着陸場を設置する。その際には、以下の事項に留意する。

ア 火災現場に近いこと。

イ 周囲に立木、送電線、鉄塔等の飛行障害物がないこと。

ウ 民家、果樹園、牧場等の近隣を避けること。

エ できる限り人の進入がない場所とすること。人が進入する可能性のある場合は、警戒員を配置すること。

オ 気流が安定した場所とすること。

カ 消防・防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの離着陸場をできる限り別に確保すること。

キ ヘリコプターの大きさに合わせて、所要の広さを確保すること。概ね、消防・防災ヘリコプターの場合 30m×30m程度、自衛隊中型ヘリコプターの場合 50m×50m程度、自衛隊大型ヘリコプターの場合 100m×100m程度の広さが望ましい。なお、補給作業を行う場合は、必要な広さ（30m×30m程度）を確保すること。

ク できる限り平坦な場所で、舗装面または芝地・草地とすること。

② 給水場所等

給水方法には、自然水利からの自己給水とポンプ車等による地上給水があるが、前者の方が消火作業効率がよいため、ヘリベース指揮者はできる限りこれを優先する。その際には、以下の事項に留意する。

ア ヘリコプターの消火用資機材に合わせて、自己給水ポイントの水深を考慮し選定すること。

イ 消防・防災ヘリコプターと自衛隊大型ヘリコプターの給水場所をできる限り別

に確保すること。

ウ 多くのヘリコプターが活動する場合は、上空での待機や機体の錯綜を防ぐため、できる限り複数の給水場所を選定すること。

エ 「① 離着陸場」を参考にすること。

③ 給油場所等

給油場所や燃料について、燃料の調達に急を要するため、ヘリベース指揮者は事前に緊急時の調達及び輸送について関係者と調整しておく。その際、以下の事項に留意する。

ア 離着陸場に給油場所を設けるか、または最寄の飛行場で給油できるようにすること。

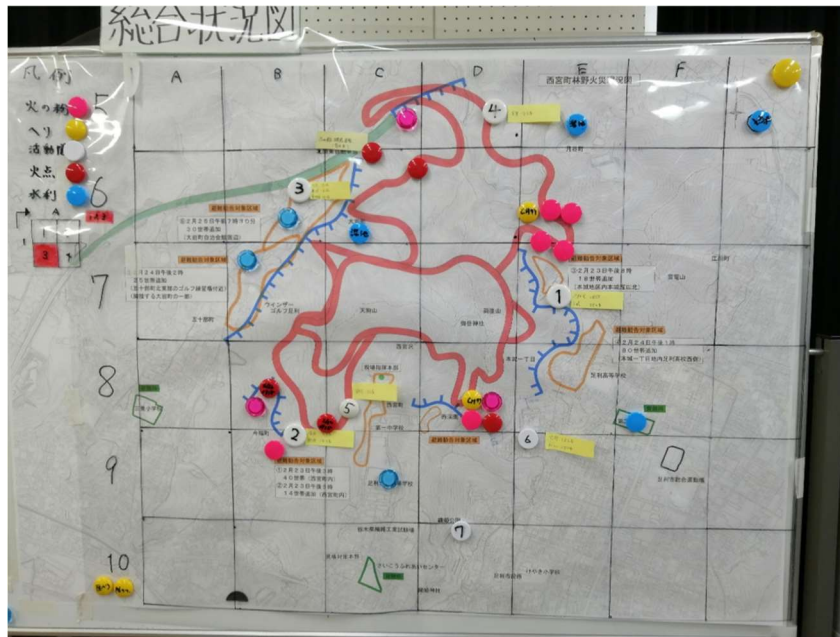
イ 安全性や効率を考慮すると、ドラム缶よりタンクローリーによる給油の方が望ましい。

ウ タンクローリー給油の場合は、車両のアクセスを考慮すること。

<別紙2> 足利市における令和3年2月の林野火災における奏功事例

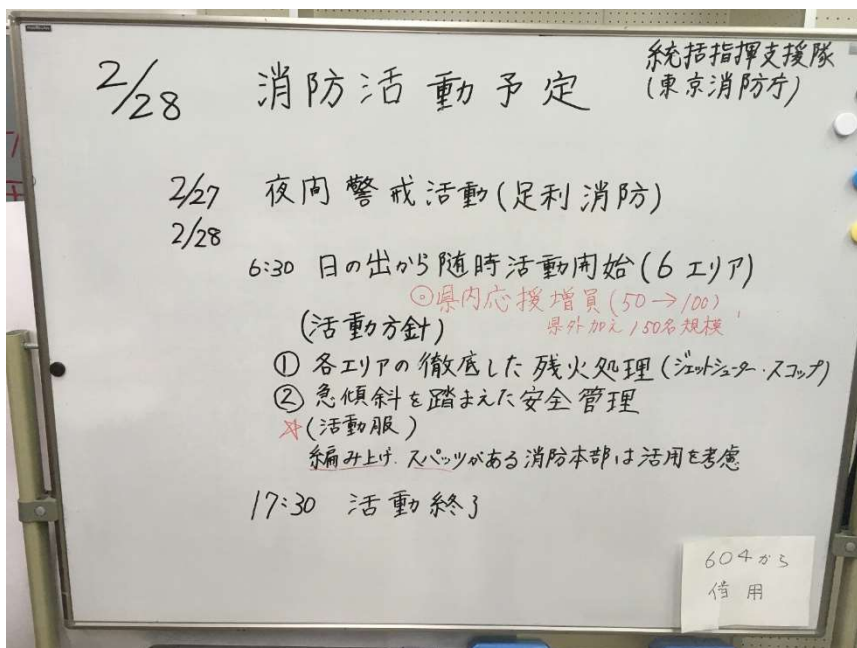
【奏功事例1】(2(4)エ(ア))

足利市における林野火災では、ヘリの活動エリア、陸上部隊の活動エリア、火点の状況、水利の状況等を記載したグリッド図を掲示し、共有した。



【奏功事例2】(2(4)エ(イ))

足利市における林野火災では、関係機関の活動状況を時系列に沿って記載したホワイトボードを設置した。



【奏功事例3】（2（4）エ（ウ））

足利市における林野火災では、毎朝、熱源感知機能付きのヘリテレを活用して、現地指揮本部に延焼状況を提供し、適切な部隊配置等の検討に役立てた。

【奏功事例4】（2（5）ア（ア））

足利市における林野火災では、警察により消火活動に伴う交通規制（防災ヘリ、自衛隊ヘリ離発着時含む）、避難勧告箇所を中心とした防犯パトロール、避難所立ち寄りによる警戒活動などが行われた。（出典：「足利市西宮林野火災の記録～火災の概要と本市等の対応～」（令和4年2月、足利市）p28）

【奏功事例5】（2（5）ア（イ））

足利市における林野火災では、木々等の燃焼体への浸透性が高く、少ない水で消火することが可能な、普通火災用消火薬剤を残火処理に使用することで、背負い式水の水の消費を抑え、隊員の給水場所と活動現場との往復回数を減らし、負担を軽減した。

【奏功事例6】（2（5）イ）

足利市における林野火災では、より安定し多くの散水が可能になるよう火災発生地近傍にフォワードベースを設定し、直近河川（無限水利）を給水場所として確保するとともに、水深が浅くバケツによる給水が困難な場合や、消火タンク付随のポンプに不具合が発生した場合でも消火活動ができるよう大型水槽車を配置した。

平成15年通知「林野火災の予防及び消火活動について」の改正の概要について

R4.7 消防庁

- 令和3年2月の栃木県足利市における林野火災の対応を検証するべく開催した「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」の議論において、足利市や応援部隊による消火活動はおおむね円滑に行われたものの、活動の手順や内容について、十分に明文化されておらず、部隊間で認識を共有できていない事項があることが明らかになった。

明文化・共有が不十分な事項	通知において新設、拡充した部分	
	通知の項目	新設、拡充した内容
①指揮体制の確立・作戦立案の方法	2(4) 指揮体制の確立<拡充>	・迅速に 災害対策本部及び現地指揮本部を設置 し、現地指揮本部において 指揮系統を明確化 することや、関係機関間で 調整会議 を行うこと、 地図の活用 により 各部隊間の情報共有 を行うこと等を記載
②地上消火の在り方	2(3)ア. 地上消火の応援要請<新設>	・市町村長は、林野火災を覚知した場合、 速やかに 、相互応援協定に基づく出動要請、緊急消防援助隊の出動要請を行い 応援を求める ことを記載
	2(5)ア. 地上消火活動の留意点<新設>	・ 活動初期は延焼阻止線を設定して民家付近の放水 を実施する、 活動終期は残火を完全に鎮圧・鎮火 するなど、 活動時期に応じた効率的な消火活動 を行うことを記載
③部隊間の連携	2(2) 地上・空中消火の連携<新設>	・ 地上消火は、延焼阻止線外の延焼を防止 するための消火活動を行い、 空中消火は、延焼阻止線内の地上消火が困難な地域 に対する消火活動を行うなど、 役割分担 をして連携することが重要であることを記載
	2(3)イ.(キ) 応援資源の配分(空中消火)<新設>	・ 複数の火災が発生した際には 、一の都道府県で発生している場合は 当該都道府県知事 が、都道府県をまたがって発生している場合は 消防庁長官 が、被災地の市町村長や都道府県知事の意見を聞き、 ヘリコプターの活動調整 を行うことを記載
	2(5)イ.(イ) 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携<新設>	・各ヘリコプターの 大きさ・性能、搭載水量、給水方法、時間等 を考慮して 連携方策を検討 することを記載

「林野火災の予防及び消火活動について」項目新旧対照表

構成の変更内容

- 【旧】通知**
- 1 林野火災の予防対策のあり方
 - (1) 火災気象通報や火災警報等の発表
 - (2) ヘリコプターによる警戒活動
 - 2 林野火災の消火活動のあり方(ヘリコプターの活用)
 - (1) 林野火災の空中消火
 - (2) ヘリコプターの派遣要請
 - ア. 消防・防災航空隊への事前通報
 - イ. 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの要請
 - ウ. 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの要請
 - エ. 消防・防災ヘリコプターの要請にあたって提供すべき情報
 - オ. 応援ヘリコプター機数の判断
 - カ. 自衛隊ヘリコプターの要請
 - キ. 同時多発火災の考慮
 - (3) 指揮・情報連絡体制
 - (4) ヘリコプター受入体制
 - ア. 離着陸場
 - イ. 給水場所
 - ウ. 給油場所等
 - (5) 空中消火の方法
 - ア. 消火薬剤の使用
 - イ. 空中消火法
 - (6) ヘリコプターの安全対策と連携体制の充実
 - ア. 安全対策
 - イ. 連携体制
 - (7) 森林情報の共有
 - 3 その他
 - (1) 計画
 - (2) 報告

- 【新】通知(※赤着色は新設)**
- 1 林野火災の予防対策のあり方
 - (1) 火災気象通報や火災警報等の発表
 - (2) ヘリコプターによる警戒活動
 - 2 林野火災の消火活動のあり方
 - (1) 林野火災の消火
 - (2) 地上・空中消火の連携
 - (3) 速やかな応援要請による部隊増強
 - ア. 地上消火
 - (ア) 都道府県、隣接市町村等への事前通報
 - (イ) 相互応援協定等による出動要請(別紙1(1))
 - (ウ) 緊急消防援助隊の出動要請
 - イ. 空中消火
 - (ア) 消防・防災航空隊への事前通報
 - (イ) 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの出動要請
 - (ウ) 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの出動要請(別紙1(2))
 - (エ) 必要な機数の判断
 - (オ) 自衛隊ヘリコプターの要請(別紙1(3))
 - (カ) 同時多発火災の考慮
 - (キ) 応援資源の配分
 - (4) 指揮体制の確立
 - ア. 災害対策本部等の設置(別紙1(4))
 - イ. 現地指揮本部の運営
 - ウ. 災害対策本部等における調整会議の開催
 - エ. 災害対策本部等における情報共有(別紙2 奏功事例1~3)
 - (5) 活動上の留意点
 - ア. 地上消火(別紙1(5))
 - (ア) 地上消火の安全対策(別紙2 奏功事例4)
 - (イ) 活動内容(別紙2 奏功事例5)
 - イ. 空中消火(別紙1(6))
 - (ア) ヘリコプターの安全対策
 - (イ) 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携(別紙2 奏功事例6)
 - 3 その他
 - (1) 計画
 - (2) 報告

「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」 新旧対照表

修正前	修正後
<p style="text-align: right;">消 防 災 第 2 0 6 号 平成15年10月29日</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 様</p> <p style="text-align: right;">消 防 庁 防 災 課 長</p> <p style="text-align: center;">林野火災の予防及び消火活動について（通知）</p> <p><u>気候の温暖化に関連するといわれている異常気象等に伴い、林野火災は従来とは異なる様相をみせており、いったん拡大すると消火に多くの困難を伴うため、その対策が喫緊の課題となっています。</u></p> <p><u>当庁としては、この課題を検討するため平成14年度において研究会を設置し、予防対策のあり方、消火活動のあり方、新しい技術による火災情報収集・共有の観点から検討を行い、その結果については「林野火災対策に係る調査研究報告書」（平成15年3月 総務省消防庁・農林水産省林野庁発行）のとおり取りまとめ、別途送付したところ<u>です。</u></u></p> <p><u>このうち、報告書の中で示された火災気象通報については、各気象台における一ヶ所の観測値をもとに通報されているため、その対象が基本的に県内全域といった広範囲となり、また春先には通報日数が連続して長期に及ぶなど、運用上の問題点が指摘されています。これらの問題点の解決のため当庁と気象庁で協議を行ったところ、全国各消</u></p>	<p style="text-align: right;">消 防 災 第 2 0 6 号 平成15年10月29日</p> <p style="text-align: right;"><u>改正 令和4年 7月25日消 防 災 第 1 9 5 号 消 防 広 第 2 2 3 号 消 防 特 第 1 4 5 号</u></p> <p>各都道府県消防防災主管部長 様</p> <p style="text-align: right;">消 防 庁 防 災 課 長 <u>消 防 庁 広 域 応 援 室 長 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長</u></p> <p style="text-align: center;">林野火災の予防及び消火活動について（通知）</p> <p><u>貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害、市町村境、都府県境を越えた拡大などが懸念される、林野火災の予防対策や消火活動のあり方等については、下記のとおり取り扱われたいので、御了知の上、管内市町村及び消防本部に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いいたします。</u></p> <p><u>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。</u></p>

修正前	修正後
<p>防本部で得ている観測情報を管轄气象台に提供し、各气象台は多地点の情報を集約し、より実態に則した火災気象通報を発表できる見通しを得、現在その運用について調整を図っています。</p> <p>一方、ヘリコプターを活用した消火活動のあり方については、空中から情報収集等を行うための自衛隊や警察機関に対する協力依頼につき、当庁と関係省庁との間で、今後、実施にあたっての具体的な検討を進める予定です。</p> <p>林野火災の空中消火については、これまで昭和50年3月18日付け消防庁防災課長通知「林野火災空中消火の運用について」により運用されてきたところですが、当時と較べて消火活動に使用するヘリコプターを保有する地方公共団体が増えたこと、消火薬液より水を頻繁に散布する消火活動の例が増えたこと、及び空中消火の運用において直接消火法が主体となってきたこと等を踏まえて内容を見直し、他省庁との調整を視野に入れつつ、林野火災予防対策も含めて下記のとおり改正することとしたので、御了知のうえ、管内市町村及び消防本部への周知のほどよろしくお願ひします。</p> <p>なお、本通知に伴い、昭和50年3月18日付け消防庁防災課長通知「林野火災空中消火の運用について」は、廃止することとします。</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 林野火災の予防対策のあり方</p> <p>(1) 火災気象通報や火災警報等の発表</p> <p>林野火災を未然に防ぐため、消防法第22条第1項に基づく火災気象通報が各气象台長から管轄都道府県知事を通じて市町村長に通報され、その通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、各市町村長が同条第3項に基づき火災警報を発令できることとなっている。</p> <p>このたび、火災気象通報について、気象庁との協議の結果、下記の点において基本的な合意に至ったので、今後各气象台が示す火災気象通報のあり方について、火災予防対策上地域の実情にあったよ</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 林野火災の予防対策のあり方</p> <p>(1) 火災気象通報や火災警報等の発表</p> <p>林野火災を未然に防ぐため、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項に基づく火災気象通報が各气象台長から管轄都道府県知事を通じて市町村長に通報され、その通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、各市町村長が同条第3項に基づき火災警報を発令できることとなっている。</p> <p>(削除)</p>

修正前	修正後
<p><u>り効果的な内容となるよう、各都道府県は市町村の意見を十分聞きつつ、管轄气象台との間で協議のうえ、調整を進められたい。</u> <u>ア. 各消防本部は、計測中の湿度、風向、風力や積雪などのデータを、1日1回定期的に管轄气象台へ提供することを検討する。</u> <u>イ. 各气象台は、従来から把握している観測値のほか、新たに各消防本部から提供されるデータを踏まえ、より実態に則した実効性のある通報を行うために、気象庁で設定した二次細分区域（*1）毎の情報から構成される火災気象通報の発表を行う。</u> <u>（*1）二次細分区域：注意報・警報に用いられる発表区域として、気象・災害特性、行政機関の管轄範囲等をもとに県内を複数区域に分割して定めたもの</u></p> <p>（2）ヘリコプターによる警戒活動</p> <p>林野火災発生危険が高まったとき、ヘリコプターに消火用資機材を装着して巡回監視することは、林野火災発生防止の観点から有効である。但し、出動中に救助や救急など他の災害事例が生じた場合には的確に対応する必要があることから、消防・防災航空隊は、当該消火用資機材の取り外しを迅速に行えるよう配慮する。</p> <p>2 林野火災の消火活動のあり方 <u>（ヘリコプターの活用）</u></p>	<p><u>各消防本部は、管轄都道府県及び气象台と連携を密にし、時機を失すること無く火災警報等を発表するなど、積極的な林野火災の予防対策の取組が求められる。</u></p> <p>（2）ヘリコプターによる警戒活動</p> <p>林野火災発生危険が高まったとき、ヘリコプターに消火用資機材を装着して巡回監視することは、林野火災発生防止の観点から有効である。但し、出動中に救助や救急など他の災害事例が生じた場合には的確に対応する必要があることから、消防・防災航空隊は、当該消火用資機材の取り外しを迅速に行えるよう配慮する。</p> <p>2 林野火災の消火活動のあり方</p> <p><u>（1）林野火災の消火</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもある。そのため、林野火災の消火活動には、早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められる。</u></p>

修正前	修正後
<p data-bbox="264 727 344 751"><参考></p> <p data-bbox="264 762 611 786">2 (1) 林野火災の空中消火</p> <p data-bbox="320 798 1066 927">林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより水又は消火薬液〔以下「水等」という。〕を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎよである。〔以下「空中消火」という。〕</p> <p data-bbox="320 938 1066 1067">空中消火は、水等を火災地点に直接散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに大別される。</p>	<p data-bbox="1167 269 1962 435"><u>しかし、林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、特有の消火困難性を有している。特に、①進入が困難（ルート限定、所要時間増）、②放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、③全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の要素があげられる。</u></p> <p data-bbox="1167 443 1962 574"><u>また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。</u></p> <p data-bbox="1167 582 1962 679"><u>これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となる。</u></p> <p data-bbox="1128 722 1458 746">(2) 地上・空中消火の連携</p> <p data-bbox="1167 754 1962 959"><u>林野火災の消火は、消防車両等により水又は消火薬剤（以下「水等」という。）を地上から火災地点又は重要防ぎよ地点（住家等）、その周辺に放水して行う林野火災の防ぎよ（以下「地上消火」という。）及びヘリコプターにより水等を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎよ（以下「空中消火」という。）とに大別される。</u></p> <p data-bbox="1167 967 1962 1098"><u>地上消火、空中消火ともに、水等を火災地点に直接放水、散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を放水、散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに区分される。</u></p> <p data-bbox="1167 1106 1962 1310"><u>地上消火は、重要防ぎよ地点等への延焼を阻止するために目標となる線（以下「延焼阻止線」という。）を設定し、延焼阻止線外の延焼を防止するための消火活動を行い、空中消火は、延焼阻止線内の地上消火が困難な地域に対する消火活動を行うなど、地上消火と空中消火の連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施することが重要である。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>なお、災害時の地上消火と空中消火の連携を円滑に行うためには、日頃から消防本部と消防・防災航空隊との連携訓練を実施するとともに、地上部隊とヘリコプターの連携体制の充実に努める必要がある。</u></p> <p><u>(3) 速やかな応援要請による部隊増強</u></p> <p><u>ア. 地上消火</u></p> <p><u>林野火災は突然の気象変化等によって活動が長期化する場合もあることから、早期に部隊の増隊等を図るためにも、発災後、時機を失することなく隣接消防本部、県内消防本部、消防庁等に対して躊躇無く応援を求める。</u></p> <p><u>(ア) 都道府県、隣接市町村等への事前通報</u></p> <p><u>市町村長は、林野火災を覚知した場合、所属する都道府県内（以下「同一都道府県内」という。）の必要な消防応援が速やかになされるよう、覚知後速やかに、都道府県知事や隣接する市町村の長に報告する。</u></p> <p><u>(イ) 相互応援協定等による出動要請</u></p> <p><u>林野火災が発生した市町村（以下「火災発生市町村」という。）の長は、日没までの活動可能時間に配慮して、できるだけ早期に、消防の相互応援協定などに基づき、他の市町村長に対して消防の応援を要請する。</u></p> <p><u>消防の応援を要請する場合の情報の提供については、各市町村の相互応援協定に定めるところによるほか、同協定がない場合は別紙1（1）に定めるところによる。</u></p> <p><u>(ウ) 緊急消防援助隊の出動要請</u></p> <p><u>火災規模等から、大規模な被害へと拡大する危険性が高く、（イ）による応援だけでは消火が困難と見込まれる場合には、火災発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき統括指</u></p>

修正前	修正後
<p>(1) <u>林野火災の空中消火</u></p> <p><u>林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより水又は消火薬液〔以下「水等」という。〕を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎよである。〔以下「空中消火」という。〕</u></p> <p><u>空中消火は、水等を火災地点に直接散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに大別される。</u></p> <p>(2) <u>ヘリコプターの派遣要請</u></p> <p><u>林野火災の場合、地上での防ぎよ活動が困難な場合が多いことから、空中消火の有効性が認識されている。したがって、火災発生を覚知した場合、早期に空中消火の実施体制を整えることが被害軽減に役立つことから、以下の事項に留意して早急に対応を図るものとする。</u></p> <p><u>ア. 消防・防災航空隊への事前通報</u></p> <p><u>消防本部は、林野火災を覚知した場合、同一都道府県内の消防・防災航空隊に第一報を入れ、航空隊が出動に備えて林野火災におけるヘリコプター用消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにする。</u></p> <p><u>イ. 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの要請</u></p> <p><u>要請側市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）の長は、日没までの活動可能時間に配慮して、できるだけ早期に同一都道府県内に消防・防災航空隊を有する首長に対して消防・防災ヘリコプターを要請し、災害状況の把握や消火活動を行う。</u></p> <p><u>ウ. 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの要請</u></p>	<p><u>揮支援隊などの緊急消防援助隊の出動を消防庁長官へ要請することを求める。</u></p> <p><u>イ. 空中消火</u></p> <p>(2 (1) へ移動)</p> <p><u>林野火災では、地上消火が困難な場合もあり、早期に空中消火の実施体制を整えることが被害軽減に役立つことから、時機を失することなく、消防・防災ヘリコプターを保有する自治体、消防庁等に対して躊躇なくヘリコプターによる応援を求める。</u></p> <p><u>(ア) 消防・防災航空隊への事前通報</u></p> <p><u>市町村長は、林野火災を覚知した場合、同一都道府県内の消防・防災航空隊が速やかに出動できるよう、覚知後速やかに、都道府県知事（当該消防・防災航空隊が市町村に属する場合には当該市町村の長。以下この項において同じ。）に報告する。</u></p> <p><u>(イ) 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの出動要請</u></p> <p><u>火災発生市町村の長は、同一都道府県内の航空消防応援協定等に基づき、日没までの活動可能時間に配慮してできるだけ早期に、都道府県知事に消防・防災ヘリコプターの出動を要請する。要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。</u></p> <p><u>(ウ) 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの出動要請</u></p>

修正前	修正後
<p>要請側市町村の長は、<u>強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されており延焼拡大が予想される場合などについては、火災覚知直後に同一都道府県内のヘリコプターとあわせて他の都道府県のヘリコプターの要請を行うことを考慮する。</u></p> <p>エ. <u>消防・防災ヘリコプターの要請にあたって提供すべき情報</u> <u>要請側市町村が同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの要請にあたって提供すべき情報については、各都道府県における消防・防災ヘリコプターの応援協定による。</u> <u>他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの要請にあたっては、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号、最終改正 平成12年12月25日付け消防救第316号）に基づき、要請側市町村の消防長は同一都道府県の知事及び応援側市町村の消防長に対し、次のような事項を明らかにする。</u> <u>（ア）要請先市町村</u></p>	<p>① <u>相互応援</u> <u>延焼状況から被害の拡大が予測され、（イ）の消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合には、火災発生市町村の長又は都道府県知事は、相互応援協定等に基づき、消防・防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行う。</u> <u>要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。</u></p> <p>② <u>広域的な航空消防応援</u> <u>上記（イ）及び（ウ）①により出動した消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難であり、大規模な被害が生じるおそれがある場合には、火災発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」という。）又は緊急消防援助隊による広域的な航空の応援を消防庁長官へ要請することを求める。</u> <u>要請を求める場合の情報の提供については、別紙1（2）に定めるところによる。</u> <u>その際、必要に応じて、「航空指揮支援隊」、「航空後方支援小隊」などの出動を要請することを求める。</u></p> <p>（別紙1（2）へ移動）</p>

修正前	修正後
<p>(イ) 要請者・要請日時 (ウ) 災害発生日時・場所・概要 (エ) 必要な応援の概要</p> <p>また、要請側市町村の消防長は、要請後できるだけ速やかに、次の事項を応援側市町村の消防長及び要請側都道府県の知事に提供する。</p> <p>(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターの応援を要請している場合における、ヘリコプター保有市町村消防本部名または都道府県名 (ク) 気象状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (サ) その他必要な事項</p> <p>オ. 応援ヘリコプター機数の判断 要請側市町村は、要請する応援ヘリコプターの機数について、給水場所、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。なお、日頃から消防本部と航空隊が合同で図上訓練などを実施し、火災規模や諸条件に応じた必要機数の判断の目安をたてておく。</p> <p>カ. 自衛隊ヘリコプターの要請 消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、自衛隊のヘリコプターの派遣を要請する場合には、自衛隊法施行令第1</p>	<p>(エ) 必要な機数の判断 火災発生市町村の長又は当該市町村の属する都道府県の知事は、出動を要請する他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの機数について、給水場所、活動空域、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。なお、日頃から消防本部と消防・防災航空隊が合同で図上訓練などを実施し、火災規模や諸条件に応じた必要機数の判断の目安をたてておく。</p> <p>(オ) 自衛隊ヘリコプターの要請 林野火災が発生した都道府県の知事は、林野火災に係る状況を自衛隊に早期に情報提供するとともに、国民の生命</p>

修正前	修正後
<p><u>06条第1号から第3号に掲げるものの他、以下の事項について連絡する。</u></p> <p><u>(ア) 派遣航空機の離着陸場の位置</u></p> <p><u>(イ) 現地対策本部等設置場所</u></p> <p><u>(ウ) 現地対策本部等への連絡要領</u></p> <p><u>なお、自衛隊ヘリコプターの派遣にあたっては、日没までの活動可能時間等を考慮して早期の要請に努めるとともに、正式要請前に事前連絡を行い、できる限り消火活動までの時間短縮を図る。</u></p> <p><u>キ. 同時多発火災の考慮</u></p> <p><u>春先の乾燥・強風時においては林野火災が多発する可能性があり、応援要請先のヘリコプターが他の林野火災に出動していることも想定される。消防・防災ヘリコプターの出動要請にあたっては、<u>要請側市町村は、広域的な状況を把握するため、ヘリコプターの運航に関する種々の情報の登録、検索を通じて当日の各航空隊の状況が把握可能となる消防庁の防災情報システム・ヘリコプター運航情報サブシステム（平成9年度整備）を活用されたい。</u></u></p> <p><u>(3) 指揮・情報連絡体制</u></p> <p><u>林野火災の現場においては、火災や活動に関する情報を収集したうえで、決定した防ぎょ方針や戦術を各部隊に伝達し運用するために、<u>現地指揮本部を設置することとし、地元の消防長または消防署長を最高指揮者とする。また、現地指揮本部は、消火活動等に携わる以下のような機関の現場責任者により構成することが望ましい。</u></u></p>	<p><u>に被害が及ぶおそれがあり、かつ消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を失することなく、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項に基づき、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。なお、火災発生市町村の長は、上記要請が円滑に行えるよう、災害の状況を踏まえ、同一都道府県の知事に対して、日没までの活動可能時間に配慮しつつ、迅速的確に派遣の要請を求める。自衛隊の部隊等の派遣を要請する場合の情報の提供については別紙1（3）に定めるところによる。</u></p> <p><u>(カ) 同時多発火災の考慮</u></p> <p><u>春先の乾燥・強風時においては林野火災が多発する可能性があり、応援要請先のヘリコプターが他の林野火災に出動していることも想定される。消防・防災ヘリコプターの出動要請にあたっては、<u>火災発生市町村は、広域的な被害状況を把握する。同一都道府県内の消防・防災航空隊と連携を図り、ヘリコプター動態管理システムを活用し、ヘリコプターの位置情報や運航状況等を把握する。</u></u></p> <p><u>(キ) 応援資源の配分</u></p> <p><u>複数の林野火災が一の都道府県で発生している場合は当該都道府県の知事が、都道府県をまたがって発生している場合は消防庁長官が、被災地の市町村長や都道府県知事の意見を聞き、出動又は派遣の要請に係る複数のヘリコプターの活動調整を行う。</u></p> <p><u>(4) 指揮体制の確立</u></p> <p><u>ア. 災害対策本部等の設置</u></p> <p><u>林野火災が発生した際には、情報の収集や対応方針の決定など、総合的な対応が行えるよう、迅速に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2に定める災害対策本部を設置する。</u></p>

修正前	修正後
<p>ア. 地元消防機関 イ. 地元市町村 ウ. 地元都道府県 エ. 消防・防災機関の応援隊 オ. 自衛隊派遣部隊 カ. 林野関係機関 キ. 地元警察署 ク. 必要に応じその他関係機関</p> <p><u>なお、情報収集については、現場状況を迅速、的確に把握していくため、早期にヘリコプターから連絡を受けるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）の活用を図る。また、必要に応じて、消防・防災ヘリコプターのほか適宜出動中のヘリコプターに搭乗し、空中から状況把握を行うことも有効である。</u></p>	<p><u>また、災害対策本部において、火災や活動に関する情報の収集や、防ぎよ方針・戦術の立案、各部隊への伝達・運用を適切に実施するため、現地指揮本部（関係機関が上記の作戦等について調整を図るための場所）を設置することとし、火災発生市町村の消防長又は消防署長を現地統括指揮者とする。現地指揮本部の構成員は別紙1（4）に定める機関の現場責任者のうち、必要と認める者とする。</u></p> <p><u>イ. 現地指揮本部の運営</u> <u>（ア）現地統括指揮者は、消火活動の考え方や関係機関の役割を示し、応援派遣のスキームに留意の上、指揮系統を明確化する。</u> <u>（イ）現地統括指揮者は、地上消火と空中消火の役割分担を含む戦術を明確化する。</u></p> <p><u>ウ. 災害対策本部等における調整会議の開催</u> <u>活動開始、活動終了時に、現在の活動成果を共有し今後の活動計画等を協議するための関係機関による調整会議を開催する。</u></p> <p><u>エ. 災害対策本部等における情報共有</u> <u>（ア）ヘリコプターの活動エリア、陸上部隊の活動エリア、延焼箇所及び程度並びに水利の状況（消火栓を活用しているのか、無限水利を活用しているのか）などの林野火災防ぎよに必要な各種情報を一覧化し共有する。その際に用いる地図としては、各機関の部隊が地名によらず場所を把握できるよう、グリッド図（地図にグリッド線を入れ、アルファベット、数字等により位置を特定可能としたもの）とする。</u> <u>（参考 別紙2 奏功事例1）</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>(イ) 時系列に整理した関係機関の活動状況を一覧化し共有する。</u> <u>(参考 別紙2 奏功事例2)</u></p> <p><u>(ウ) 関係機関の出動部隊との情報連絡手段の確保のため、消防無線、航空無線等が支障なく使用できる体制を整備するほか、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）等を活用し、現場状況を迅速的確に把握し、共有する。</u> <u>(参考 別紙2 奏功事例3)</u></p> <p><u>(5) 活動上の留意点</u></p> <p><u>ア. 地上消火</u></p> <p><u>(ア) 地上消火の安全対策</u> <u>地形や気象条件等による予期しない火災の拡大に備え、常に延焼状況を注視しつつ退路や消火手段を確保しておく。状況によって火災の勢いが止まりやすい尾根や山道等に延焼阻止線を設定し安全なエリアを確保することも検討する。</u> <u>(参考 別紙2 奏功事例4)</u></p> <p><u>(イ) 活動内容</u> <u>活動時期ごとに以下のように取り組むことが有効である。</u></p> <p><u>① 初期</u> <u>民家の焼損防止を最優先とする延焼阻止線を設定した後、タンク車や背負式水等の活用により民家付近の放水を実施し、延焼の拡大を食い止める。</u></p> <p><u>② 中期</u> <u>民家付近の延焼抑制が図られた後、タンク車や背負式水等の活用により山林部への放水を実施する。</u></p> <p><u>③ 後期</u> <u>山林部の延焼抑制が図られた後、背負式水のうちスコップ等の活用により放水等を実施し、残火を完全に鎮圧・鎮火する。</u></p>

修正前	修正後
<p>(4) ヘリコプター受入体制</p> <p>ア. 離着陸場</p> <p><u>離着陸場は、事前に候補地を選定しておき、これらのなかから林野火災の発生場所、要請したヘリコプターの機数や機種に応じて適地を使用する。その際には、以下の事項に留意する。</u></p> <p><u>(ア) 火災現場に近いこと。</u></p> <p><u>(イ) 周囲に立木、送電線、鉄塔等の飛行障害物がないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 民家、果樹園、牧場等の近隣を避けること。</u></p> <p><u>(エ) 気流が安定した場所とすること。</u></p> <p><u>(オ) 消防・防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの離着陸場をできる限り別に確保すること。</u></p> <p><u>(カ) ヘリコプターの大きさに合わせて、所要の広さを確保すること。概ね、消防・防災ヘリコプターの場合30m×30m程度、自衛隊中型ヘリコプターの場合50m×50m程度、自衛隊大型ヘリコプターの場合100m×100m程度の広さが望ましい。なお、補給作業を行う場合は、必要な広さ(30m×30m程度)を確保すること。</u></p> <p><u>(キ) できる限り平坦な場所で、舗装面または芝地・草地とすること。</u></p> <p>イ. 給水場所</p> <p><u>給水方法に関しては、自然水利からの自己給水とポンプ車等による地上給水があるが、前者の方が消火作業効率がよいため、できる限りこれを優先する。また、以下の事項に留意して場所を決定する。</u></p> <p><u>(ア) ヘリコプターの大きさに合わせて、自己給水ポイントの水深を考慮し選定すること。</u></p>	<p><u>なお、活動期間が長期におよぶ可能性がある場合は、後方支援体制を十分確保する。</u></p> <p><u>(参考 別紙2 奏功事例5)</u></p> <p><u>(ア) (イ) に定めるもののほか、地上消火の体制については別紙1 (5) に定めるところによる。</u></p> <p>イ. 空中消火</p> <p>(別紙1 (6) へ移動)</p> <p>(別紙1 (6) へ移動)</p>

修正前	修正後
<p><u>(イ) 消防・防災ヘリコプターと自衛隊大型ヘリコプターの給水場所をできる限り別に確保すること。</u></p> <p><u>(ウ) 多くのヘリコプターが活動する場合は、上空での待機や機体の錯綜を防ぐため、できる限り複数の給水場所を選定すること。</u></p> <p><u>(エ) ア. 離着陸場 (ア) ～ (ウ) を参考にすること。</u></p> <p><u>ウ. 給油場所等</u></p> <p><u>給油場所や燃料について、燃料の調達は急を要するため、事前に緊急時の調達及び輸送について関係者と調整しておく。その際、以下の事項に留意する。</u></p> <p><u>(ア) 離着陸場に給油場所を設けるか、または最寄の飛行場で給油できるようにすること。</u></p> <p><u>(イ) 安全性や効率を考慮すると、ドラム缶よりタンクローリーによる給油の方が望ましい。</u></p> <p><u>(ウ) タンクローリー給油の場合は、車両のアクセスを考慮すること。</u></p> <p><u>(5) 空中消火の方法</u></p> <p><u>ア. 消火薬剤の使用</u></p> <p><u>最近の林野火災消火では、基本的に薬剤を使用することなく散水を頻繁に繰り返す方法によって、十分に消火効果を上げるケースが多くなっている。</u></p> <p><u>消火薬剤の有効性については、一般的に消火能力が高く、水量の限られた状況下では消防活動上有効であるとされている反面、薬剤の攪拌に人手をとられたり、環境面での影響の懸念も指摘されていることなどを十分に踏まえたうえで、その利用の可否を判断していくことが必要である。</u></p> <p><u>各自自治体においては、薬剤を使用する場合の利点と問題点を勘案し、総合的に薬剤使用の有無、使用する場合の量や散布地域を判断することとする。</u></p>	<p>(別紙1 (6) へ移動)</p> <p>(削除)</p>

修正前	修正後
<p><u>また、応援要請を行う自治体側は、自衛隊に対して、事前に薬剤使用の有無にかかる方針を示し、十分に調整を図っておくこととする。</u></p> <p><u>イ. 空中消火法</u> <u>空中消火の実施にあたっては、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険、活動ヘリコプター機数ほかの諸条件を考慮したうえで、状況にあった最適な消火法を選定し、実施する。</u></p> <p><u>(6) ヘリコプターの安全対策と連携体制の充実</u> <u>ア. 安全対策</u> 「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」(平成8年1月26日付け空航第35号及び空保第5号)に基づき、<u>消防機関等の場外離着陸場管理者は、ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図るため必要と判断した場合、空港事務所に対して航空情報(ノータム)の発出を要請するとともに、航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報を提供するなど、その運用に配慮する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(ア) ヘリコプターの安全対策</u></p> <p>① <u>ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図る必要がある場合、消防機関等は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」(平成8年1月26日付け空航第35号及び空保第5号)に基づき、空港事務所に対して航空情報(ノータム)の発出を要請するとともに、航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報を提供するなど、その運用に配慮する。</u></p> <p>② <u>無人航空機等の飛行から消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの飛行の安全を確保する必要がある場合、消防機関等は航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼する。</u></p> <p>③ <u>機体数や活動空域の条件により、機体の統制が安全対策上有効と考えられる場合、自衛隊と各機関の空中消火活動を行うヘリコプターを調整するための統制機の運用及び相互間通信を確保するための共有の飛行援助用周波数等の使用について調整する。</u></p> <p>④ <u>夜間は、日没に伴い視力が低下するほか、煙の影響等により、操縦に必要となる気象状態、線状障害物、空中消火器材のけん吊状態での高度等に係る情報入手や他のヘリコプター及び地上の人員等の状況を把握することに制約を受けるため、空中消火は実施しない。</u></p>

修正前	修正後
<p><u>イ. 連携体制</u> <u>ヘリコプターを活用した消火活動を円滑に行うために、日頃から消防本部と消防・防災航空隊との連携訓練を実施するなど、地上部隊やヘリコプターの連携体制の充実に努める。</u></p> <p><u>(7) 森林情報の共有</u> <u>林野火災防ぎょに必要な各種情報を掲載した林野火災防ぎょ図を、消防部局及び林野部局ほか関係部局で共有し、常に最新の情報のもとに、その活用を図る。特に、GIS（地理情報システ</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(イ) 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携</u> <u>各々のヘリコプターの大きさ・性能、搭載水量、給水方法・時間等を考慮して連携方策を検討する。</u> <u>具体的な役割分担及び連携の方法としては、以下のような例がある。</u></p> <p><u>① 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊中型ヘリコプター（多用途ヘリコプター）はピンポイントの消火が可能なことから、地形が狭隘で複雑な区域や、家屋に近接する区域を担当し、自衛隊大型ヘリコプター（輸送ヘリコプター）は、一度に大量の水を散布することが可能なことから、地上消火の部隊が入山困難で水利が不足する山中を担当する。</u></p> <p><u>② 飛行経路を頻繁に変更することがないように、取水点から火点の間を安全に飛行できる経路を設定することに加え、消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターが狭い空域で混在する等の場合には、安全確保の観点からエリア分けではなく時間分けによるローテーションとする。その際、切れ目ない消火活動を実施できるよう、各々の運行時間を設定する。</u></p> <p><u>(ア) (イ) に定めるもののほか、空中消火の体制については別紙1 (6) に定めるところによる。</u></p> <p><u>(参考 別紙2 奏功事例6)</u></p> <p>(削除)</p>

修正前	修正後
<p><u>ム)を活用し、道路や水利施設、飛行障害物等のほか、過去の火災情報など最新のデータを反映して利用することが望ましい。</u></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 計画</p> <p>ア. 空中消火を含む林野火災対策については、地域防災計画のなかで定めるものとする。</p> <p>イ. 消防計画については、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）によるほか、空中消火を含めた林野火災対策について具体的に計画を定めるものとする。</p> <p>(2) 報告</p> <p><u>火災・災害等即報要領（平成15年3月31日付け消防災第79号、消防情第57号消防庁長官改正通知）</u>に基づき、報告するものとする。</p>	<p>3 その他</p> <p>(1) 計画</p> <p>ア. 空中消火を含む林野火災対策については、地域防災計画のなかで定めるものとする。</p> <p>イ. 消防計画については、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）によるほか、空中消火を含めた林野火災対策について具体的に計画を定めるものとする。</p> <p>(2) 報告</p> <p><u>火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）</u>に基づき、報告するものとする。</p>